

水林総第 1608 号
令和 2 年 3 月 3 日

各（総合）振興局産業振興部水産課長 様
各（総合）振興局産業振興部林務課長 様
各（総合）振興局森林室森林整備課長 様

水産林務部総務課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び委託業務に係る検査、
打合せ等の対応について

このことについて、国土交通省から直轄工事の対応について参考送付がありましたので、お知らせします。

また、水産林務部における完了検査に係る新型コロナウイルス感染症対策の対応について次のとおりとしますので、適切に対応願います

記

水産林務部所管の各（総合）振興局が発注する調査、設計、測量等の委託業務が完了したときは、委託契約書第 30 条第 2 項において、「委託者は、〔中略〕通知を受けた日から 10 日以内に受託者の立会いの上、〔中略〕業務の完了を確認するための検査を完了し、・・・」と規定されていることから、検査にあたっては受託者の立会いが必要となりますが、受託者において新型コロナウイルス感染者発生の可能性が疑われる場合など、各発注（総合）振興局での検査の立会いが困難であるときは、遠隔地から電話等を活用することにより、受託者から履行状況、関係資料等について事実の説明を受け、成果品受領の可否の判断ができれば、受託者の立会いがあったものと見なすこととします。

つきましては、検査の実施にあたり、受託者から立会いが困難である旨申し出があった場合は、電話等を活用した遠隔地での検査の実施など、検査手法について受託者と協議を行うようお願いいたします。（委託業務のみの対応とします。）

なお、水産林務部所管の各（総合）振興局が発注する工事を含め、受託者立会いの上での検査を実施する場合には、必要最低限の人数での立会いやマスクの着用、検査開始までの車内等での待機など、新型コロナウイルス感染予防に努めてください。また、対面検査を行った場合には、検査に出席した受注者等・発注者双方の全員の氏名を検査メモ等に記載し確実に記録を残しておくこととします。

（管理グループ主査（積算調査））

事務連絡
令和2年2月28日

各地方整備局 企画部 技術調整管理官 殿、工事品質調整官 殿
技術企画官 殿、総括技術検査官 殿
北海道開発局 事業振興部 工事評価管理官 殿
沖縄総合事務局 開発建設部 技術調整管理官 殿、技術企画官 殿
総括技術検査官 殿

大臣官房 技術調査課
建設システム管理企画室長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた
直轄工事及び業務に係る検査、打合せ等の対応について

標記については、各地方整備局等においてこれまでもテレビ会議の活用などにより、発注者と受注者双方の省力化の積極的な推進に努めて頂いているところですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期す観点から、直轄工事及び業務に係る検査、打合せ等の実施にあたっては、設備環境の整備状況等を踏まえつつ、可能な限りWEBを活用する等、受発注者間で協議の上、適切に対応いただくようお願いします。

なお、やむを得ず従来どおり対面の検査、打合せ等を実施する場合には、あらかじめ受注者に対し最小限の人数で実施するよう働きかけるとともに、広い部屋での実施やマスク着用を推奨する等、感染予防の対策を徹底するようお願いします。また、対面の検査を行った場合には、検査官は、検査に出席した受発注者双方の全員の氏名を検査メモ等に記載し確実に記録を残していただくようお願いします。